

○雲仙市情報公開条例施行規則

平成17年10月11日

規則第14号

改正 平成18年6月30日規則第25号

平成20年4月1日規則第16号

平成20年12月1日規則第38号

平成23年4月25日規則第26号

平成24年11月5日規則第58号

平成28年3月25日規則第12号

平成29年4月18日規則第24号

令和元年10月7日規則第12号

令和3年12月24日規則第39号

令和6年7月18日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市情報公開条例（平成17年雲仙市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(情報公開請求書等)

第2条 条例第10条第1項第3号に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第5条各号に規定する公文書の公開請求をすることができるものの区分
- (2) 求める公開の実施の方法

2 条例第10条第1項に規定する請求書は、情報公開請求書（様式第1号）とする。

3 条例第10条第2項の規定による補正の求めは、補正通知書（様式第2号）により行う。

4 第2項に規定する情報公開請求書は、郵送により提出することができる。

(情報公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第7号）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 一部公開決定通知書（様式第8号）

(3) 公文書を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第9号）

(4) 条例第9条の規定による公開請求を拒否する旨の決定をしたとき 公開請求拒否決定通知書（様式第10号）

(5) 公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（公文書不存在）（様式第11号）

(公開決定等期間延長通知書等)

第4条 条例第11条第4項に規定する書面は、公開決定等期間延長通知書（様式第3号）とする。

2 条例第12条に規定する書面は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第4号）とす

る。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第5条 条例第14条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行う。

- (1) 条例第14条第1項及び第2項の規定による通知 情報公開に係る意見照会書(様式第5号)
 - (2) 条例第14条第3項の規定による通知 情報公開決定に係る通知書(様式第6号)
- (電磁的記録の公開の方法)

第6条 条例第15条第1項に規定する市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法であつて、実施機関が現に対応可能なものとする。

- (1) 録音及び録画に係る電磁的記録 当該電磁的記録を再生装置により出力する等再現することができる装置の利用による聴取若しくは視聴又は他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
 - (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印字装置により出力する等再現することができる装置の利用による閲覧若しくは写しの交付又は他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
- (費用の負担)

第7条 条例第16条第2項の市長が別に定める費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付の際に納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(公開された公文書の閲覧等)

第8条 公文書の原本の公開を受けるものは、当該公文書を丁寧に取扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、破損し、又は抜き取りをしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるものに対し、個人情報の閲覧の中止を命ずることができる。

(情報公開審査会諮問通知書)

第9条 条例第18条第3項の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。

(審査会の会長)

第10条 条例第20条に規定する雲仙市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がそ

の職務を代理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員)

第12条 審査会に、専門の事項を審査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する審査が終了したときは、解職されるものとする。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(公文書の任意公開)

第14条 条例第21条第1項に規定する申し出は、公文書任意公開申出書(様式第13号)により行うものとする。

(公文書の検索資料)

第15条 条例第22条に規定する公文書の検索に必要な資料は、雲仙市文書管理規程(平成17年雲仙市訓令第5号)第2条第7号に規定するファイル基準表とする。

(公文書の公開の実施状況の公表)

第16条 条例第25条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、次の各号に掲げる事項について、前年度の実施状況を明らかにするものとする。

(1) 公開請求の件数及び処理状況

(2) 不服申し立て件数及び処理状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 前項の公表は、雲仙市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(出資法人)

第17条 条例第24条の市長が別に定めるものは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の瑞穂町情報公開条例施行規則(平成15年瑞穂町規則第1号)、吾妻町情報公開条例施行規則(平成14年吾妻町規則第2号)、愛野町情報公開条例施行規則(平成13年愛野町規則第3号)、千々石町情報公開条例施行規則(平成13年千々石町規則第10号)、小浜町情報公開条例施行規則(平成13年小浜町規則第15号)又は南串山町情報公開条例施行規則(平成14年南串山町規

則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年6月30日規則第25号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月1日規則第38号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月25日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年11月5日規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の雲仙市情報公開条例施行規則第2条第2項の請求書によりなされた請求は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月25日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月18日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年10月7日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日規則第39号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月18日規則第29号)

この規則は、雲仙市文書管理規程の一部を改正する規程(令和6年雲仙市訓令第12号)の施行の日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第13号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

区分			金額
写しの作成	複写機によるもの(日本産業規格A列3番以下の用紙のものに限る。)	カラー(3色以上使用したものをいう。以下同じ。)以外	1枚につき10円
		カラー	1枚につき50円
	その他のもの		当該写しの作成に要する額
写しの送付			郵送実費相当額

様式第1号(第2条関係)

情報公開請求書

年 月 日	
(実施機関名) 様	
公開請求者	住所 〒 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
※法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名	
雲仙市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。	
公文書の名称又は内容	公文書を特定できるように具体的に記入してください。
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 <input type="checkbox"/> 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 <input type="checkbox"/> 市内に存する学校に在学する者 <input type="checkbox"/> 市の区域内に不動産を所有する個人及び法人その他の団体 <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容： _____)
求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(□郵送希望)

注1 「請求者の区分」、「求める公開の方法」欄の該当する□に「レ」印を記入してください。

2 「求める公開の方法」については、公文書の種類により希望する方法によることができない場合があります。

事務処理欄(以下は記入しないでください。)

事務所管組織等	
備考	

様式第2号(第2条関係)

補 正 通 知 書

第 号 年 月 日	
様	
実施機関名	
年 月 日付けで提出された情報公開請求については、次のとおり不備がありますので、雲仙市情報公開条例第10条第2項の規定により、補正を求めます。	
補正を要する 事 項	
補 正 期 限	年 月 日
事務所管組織等 (提 出 先)	TEL

注1 補正期限までに、補正をできない場合は、事務所管組織等までご連絡ください。

様式第3号(第4条関係)

公開決定等期間延長通知書

第 号 年 月 日	
様 実施機関名	
年 月 日付けの情報公開請求については、雲仙市情報公開条例第11条第4項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。	
公文書の名称 又は内容	
条例第11条第1項 の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
延長の理由	
事務所管組織等	TEL

様式第4号(第4条関係)

公開決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名

年 月 日付けで公開請求のあった公文書については、雲仙市情報公開条例第12条の規定により、公開請求を受理した日から起算して45日以内に当該公文書のうちの相当部分について公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をするので、次のとおり通知します。

公文書の名称 又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る 公文書のうちの相当 の部分について開示 決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
残りの公文書に ついて公開決定等を する期限	年 月 日
45日以内に公文書の すべてについて公開 決定等を行うことが できない理由	
事務所管組織等	TEL

様式第5号(第5条関係)

情報公開に係る意見照会書

第 号 年 月 日	
様	
実施機関名	
<p>雲仙市情報公開条例第10条第1項の規定により公開請求のありました公文書に、あなた(貴団体)に関する情報が記録されていますので、同条例第14条第1項又は第2項の規定により、ご意見を伺うこととしました。</p> <p>つきましては、当該公開請求に係る公文書を公開することについてご意見があれば、別紙の「意見書」を提出していただきますようお願いします。</p> <p>なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして、取り扱うこととさせていただきます。</p>	
公文書の名称 又は内容	
公開請求のあった年月日	年 月 日
公開請求に係る公文書に 記録されているあなた (貴団体)に関する情報の 内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 お問い合わせ先	TEL

備考

公開しても支障がない場合は、意見書の提出は不要です。

別紙

年 月 日	
実施機関 様	
住所 _____	
氏名 _____	
電話番号 _____	
年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり、意見を提出します。	
情報公開に反対する 意見の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公開に反対する部分	<input type="checkbox"/> 全部 ----- <input type="checkbox"/> 一部 反対する部分を以下に具体的に記入してください。
公開に反対する理由	

様式第6号(第5条関係)

情報公開決定に係る通知書

第 年 月 日 号	
様	
実施機関名	
年 月 日付けで開示について反対のご意見をいただきました公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、雲仙市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。	
公文書の名称又は内容	
公開決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
公開決定に係る公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務所管組織(お問合せ先)	

備考 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、公開を実施する日の前日までに審査請求がないときは公開することとなりますのでご承知ください。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、雲仙市を被告として(訴訟において市を代表する者は、雲仙市長となります。)処分取消の訴えを提起することもできます(なお、この決定があった事を知った日から6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)

様式第7号(第3条関係)

公開決定通知書

第 号 年 月 日	
様 実施機関名	
年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開することを決定しましたので、雲仙市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。	
公文書の名称 又は 内 容	
公開の日時	年 月 日 時
公開の場所	
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(□郵送による交付)
事務所管組織等	TEL

注 1 公文書の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ、事務所管組織等までご連絡ください。

様式第8号(第3条関係)

一部公開決定通知書

第 号 年 月 日	
様 実施機関名	
年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり一部を公開することを決定しましたので、雲仙市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。	
公文書の名称 又は内容	
公開の日時	年 月 日 時
公開の場所	
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送による交付)
公開しない部分の概要	
一部について公開しない理由	雲仙市情報公開条例第6条第 号に該当
公開することができるようになる期日	年 月 日(該当公文書の公開を希望される場合には、同日以後改めて公開請求をしてください。)
事務所管組織等	TEL

- 注 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください
- 2 指定された公開の日時に来庁できないときは、あらかじめ、事務所管組織等までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、雲仙市を被告として(訴訟において市を代表する者は、雲仙市長となります。)処分取消の訴えを提起することもできます(なお、この決定があった事を知った日から6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)

様式第9号(第3条関係)

非 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号	
様	
実施機関名	
年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公文書を公開しないことを決定しましたので、雲仙市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。	
公文書の名称 又は内容	
公開しない理由	雲仙市情報公開条例第6条第 号に該当
公開することができ るようになる期日	年 月 日(当該公文書の公開を希望される場合には、同日以後改めて公開請求をしてください。)
事務所管組織等	TEL

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、雲仙市を被告として(訴訟において市を代表する者は、雲仙市長となります。)処分取消の訴えを提起することもできます(なお、この決定があった事を知った日から6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)

様式第10号(第3条関係)

公開請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号	
様	
実施機関名	
年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、雲仙市情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することを決定しましたので、同条例第11条第3項の規定により通知します。	
公文書の名称 又は 内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	
事務所管組織等	TEL

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、雲仙市を被告として(訴訟において雲仙市を代表する者は、雲仙市長となります。)処分取消の訴えを提起することもできます(なお、この決定があった事を知った日から6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)

様式第11号(第3条関係)

非公開決定通知書(公文書不存在)

第 年 月 日 号	
様	
実施機関名	
年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、当該公文書を保有しないため、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定しましたので、雲仙市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。	
公文書の名称 又は 内容	
公開請求に係る公文書を保有していない理由	
事務所管組織等	TEL

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、雲仙市を被告として(訴訟において雲仙市を代表する者は、雲仙市長となります。)処分取消の訴えを提起することもできます(なお、この決定があった事を知った日から6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)

様式第12号(第9条関係)

情報公開審査会諮問通知書

第 号 年 月 日	
様	
実施機関名	
年 月 日付けの審査請求については、雲仙市情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり雲仙市情報公開審査会に諮問をしましたので、同条第3項の規定により通知します。	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
事務所管組織等	TEL

様式第 13 号(第 14 条関係)

公文書任意公開申出書

年 月 日	
実施機関名	様
公開請求者 住所	

氏名	

電話番号	

※法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名	
雲仙市情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を申し出ます。	
公文書の名称又は内容	公文書を特定できるように具体的に記入してください。
求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(□郵送希望)
※申出の目的	

注1 「求める公開の方法」欄の該当する□に「レ」印を記入してください。

2 「求める公開の方法」については、公文書の種類により希望する方法によることができない場合があります。

3 ※欄は、申出された公文書の特定等の参考に利用するためのものですが、記入については、申出者の任意です。

事務処理欄(以下は記入しないでください。)

事務所管組織等	
備考	

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第4条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第5条関係)
様式第7号 (第3条関係)
様式第8号 (第3条関係)
様式第9号 (第3条関係)
様式第10号 (第3条関係)
様式第11号 (第3条関係)
様式第12号 (第9条関係)
様式第13号 (第14条関係)